



長野労働局発表（31-35）  
令和元年9月4日

担  
当

長野労働局労働基準部  
賃金室長 大日方 康浩  
室長補佐 松本 政春  
TEL 026-223-0555  
FAX 026-223-0591

## 長野県最低賃金が改正されます ～10月4日から時間額848円に～

長野労働局長（中原正裕）は、現行の長野県最低賃金を27円引上げ、時間額848円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 長野県最低賃金の改正決定については、令和元年8月8日に長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎徹也 信州大学名誉教授）から、現行の時間額821円を27円引上げて848円に改正する（引上げ率3.29%）ことが適当である旨の答申があり、今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て、長野県最低賃金を時間額848円とする決定を行い、本日（9月4日）、官報公示を行いました。
- 2 これより、長野県最低賃金は、令和元年10月4日から時間額848円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県最低賃金の周知や支払の履行の確保を図ってまいります。  
また、中小企業等に対する賃金の引上げのための助成金等について、周知を積極的に行い活用推進を図ることとしています。

（参考）

長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移（過去5年）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金額	746円	770円	795円	821円	848円
対前年度引上げ額	18円	24円	25円	26円	27円
対前年度引上げ率	2.47%	3.22%	3.25%	3.27%	3.29%